

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律『障害者総合支援法』に基づく
池田町障害福祉サービス事業所ふれ愛の家（生活介護事業、就労継続支援 B 型事業）運営規定

（事業の目的）

第 1 条

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置する池田町障害福祉サービス事業所ふれ愛の家（以下「施設」）において実施する指定障害福祉サービス事業の指定生活介護事業（以下「指定生活介護」という。）及び指定就労継続支援 B 型事業（以下「指定就労継続支援 B 型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人材及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重して常に当該利用者の立場に立った適切なサービス等の提供を確保する事を目的とする。

（運営の方針）

第 2 条

- 1 指定生活介護の実施に当たって施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ及び食事の介助、創作的活動又は生産活動の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動を通じ、その知識及び能力の向上に必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 指定生活介護及び指定就労継続支援 B 型（以下「指定生活介護等」という。）の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、池田町・他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設、その他福祉又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成 17 年法律第 123 号以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年岐阜県条例第 85 号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 指定生活介護及び指定就労継続支援 B 型を行う施設の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称：池田町障害福祉サービス事業所ふれ愛の家

所在地：岐阜県揖斐郡池田町下東野 18 番地の 8

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条

- 1 施設に勤務する職員の職種・員数は次の通りとする。

（1）管理者 1 人 （兼務常勤職員 1 人）

管理者は、職員の管理、サービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人 (兼務常勤職員 1人)

サービス管理責任者は次の業務を行う。

- (ア)適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ)アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業者が提供する指定生活介護等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護等の目標及びその達成時期、指定生活介護等を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画、就労継続支援計画（以下、提供するサービスが指定生活介護にあつては「生活介護計画」、提供するサービスが就労継続支援 B 型にあつては「就労継続支援 B 型計画」という。）の原案を作成すること。
- (ウ)生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ)生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、(モニタリング) という。）を行うとともに、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (オ)就労継続支援 B 型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援 B 型計画を掲載した書面（以下就労継続支援 B 型計画書という。）を利用者に交付すること。
- (カ)就労継続支援 B 型計画作成後、就労継続支援 B 型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、(モニタリング) という。）を行うとともに、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、就労継続支援 B 型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援 B 型計画を変更すること。
- (キ)利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (ク)利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (ケ)他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 施設に勤務する前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 指定生活介護

(ア) 医師 1人 (非常勤 1人)

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導管理を行う。

(イ) 看護職員 1人以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導管理を行う。

(ウ)生活支援員 6人以上

生活支援員は、利用者に対して食事や排せつ等の日常生活援助、その他必要な支援を行う。

(2)指定就労継続支援B型

(ア)職業指導員 1人以上

職業指導員は、利用者に対して必要な技術指導を行う。

(イ)生活支援員 2人以上

生活支援員は、利用者に対して食事等の日常生活援助、就労及び生産活動の機会等の支援、その他必要な支援を行う。

3 前項のほかに必要な職員を置くものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条

施設の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

(1)指定生活介護

(ア)営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(イ)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ)サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(エ)サービス提供時間

午前9時30分から午後4時までとする。ただし、施設が認めた場合に限り午前8時30分から9時30分まで、又は午後4時から5時15分までの間で時間延長ができる。

(2)指定就労継続支援B型

(ア)営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(イ)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ)サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(エ)サービス提供時間

午前9時30分から午後4時までとする。ただし、施設が認めた場合に限り午前8時30分から9時30分まで、又は午後4時から5時15分までの間で時間延長ができる。

(利用定員)

第6条 施設の定員は次のとおりとする。

(1)指定生活介護 23人

(2)指定就労継続支援B型 22人

(主たる対象者)

第7条 施設において障害福祉サービスを提供する主たる対象者は、次の通りとする。

- (1) 身体障害者 (18 歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者 (18 歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者 (18 歳未満の者を除く)
- (4) 難病等対象者 (18 歳未満の者を除く)

(サービスの内容)

第8条 施設で行う生活介護事業及び就労継続支援 B 型事業の内容は、次の通りとする。

(1) 生活介護事業

- (ア) 生活介護計画の作成
- (イ) 食事の提供
- (ウ) 身体等の介護
- (エ) 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- (オ) 心身の健康維持のための支援
- (カ) 生産活動 (プラスチック製品の組付関係・電線部品の組付関係・農産物の栽培関係等)
- (キ) レクリエーション、学習活動
- (ク) 送迎サービス
- (ケ) 生活相談
- (コ) 健康管理
- (サ) 訪問支援
- (シ) その他必要な支援

(2) 就労継続支援 B 型事業

- (ア) 就労継続支援 B 型計画の作成
- (イ) 食事の提供
- (ウ) 身体等の介護
- (エ) 就労及び生産活動の機会に関する支援 (菓子箱の組立・プラスチック製品の組付関係・電線部品の組付関係・タオルの袋詰め・食品加工等)
- (オ) 就労に必要な知識・能力を向上させる訓練、及び就労に必要な知識・能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- (カ) 心身の健康維持のための支援
- (キ) レクリエーション、学習活動
- (ク) 送迎サービス
- (ケ) 生活相談
- (コ) 健康管理
- (サ) 訪問支援
- (シ) その他必要な支援

(利用者から受領する費用の額等)

第9条

- 1 生活介護・就労継続支援 B 型事業等を提供した際には、利用者から当該生活介護・就労継続支援 B 型事業等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない生活介護・就労継続支援 B 型事業等を提供した場合は、利用者から生活介護・就労継続支援 B 型事業に通常要する額（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準による算出額（現に生活介護・就労継続支援 B 型事業に要した額（特定費用を除く。）を超える場合は、現に生活介護・就労継続支援 B 型事業に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した生活介護・就労継続支援 B 型事業の内容、費用の額、その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - (1) 施設で行う生活介護事業
 - (ア) 弁当希望者の昼食費は実費とする。
 - (イ) レクリエーションに伴う費用は、その都度実費を徴収する。
 - (ウ) 日用品の費用は、必要に応じて実費を徴収する。
 - (エ) その他必要な費用が生じた場合は、その都度実費を徴収する。
 - (2) 施設で行う就労継続支援 B 型事業事業
 - (ア) 弁当希望者の昼食費は実費とする。
 - (イ) レクリエーションに伴う費用は、その都度実費を徴収する。
 - (ウ) 日用品の費用は、必要に応じて実費を徴収する。
 - (エ) その他必要な費用が生じた場合は、その都度実費を徴収する。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、池田町内とする。

（工賃の支払等）

第 11 条

- 1 施設は、指定生活介護事業及び指定就労継続支援 B 型の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める賃金支払い要綱に基づき、生産活動に係る事業収入から生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を、工賃として支払うものとする。
- 2 指定生活介護においては、生産活動を提供する際、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担にならないように配慮するものとする。
- 3 指定就労継続支援 B 型においては、1 ヶ月あたりの平均工賃額は 3 千円以上とする。

（サービスを利用する際の留意事項）

第 12 条 利用者は、サービスを利用する際、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 施設内の他の利用者に迷惑をかける行為は慎むこと。
- (2) 施設所有の設備及び備品に損害を与えないこと。
- (3) 外出等の際は職員に届け出ること。

（利用者負担額に係る管理）

第 13 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 14 条

- 1 サービス提供時間内に利用者に病状等の急変が生じた等、必要な場合は、速やかに医療機関及び家族へ連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合は、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定生活介護等の提供により事故が発生した場合は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 15 条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に通知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情受付）

第 16 条

- 1 施設は、提供した障害福祉サービスの利用者及びその家族からの苦情に対して、苦情解決に関する規定に基づき、苦情受付窓口を設置して適切に対処するものとする。
- 2 施設は、利用者又は法定代理人等が苦情を申立した場合、これを理由とした不当な扱いは一切してはならない。
- 3 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条

- 1 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員だった者に、正当な理由がない限り業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約とする。
- 3 保健医療サービス事業者又は他の福祉サービスを提供する事業者に対し、利用者に関する情報を提供する際には、予め利用者の同意を得ておかなければならない。

(虐待防止に関する措置)

第 18 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制の整備。
- 2 成年後見人制度の利用支援。
- 3 虐待防止を普及啓発するための職員に対する研修の実施。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条

- 1 施設は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、これに対応できる業務態勢を整備するものとする。
- 2 利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
- 3 施設は、サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者による連絡調整にできる限り協力するものとする。
- 4 施設は、障害福祉サービス事業所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、池田町と池田町社会福祉協議会との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成年月日から施行する。

附則

この規定は、平成年月日から施行する。

附則

この規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。